

検討の背景

○社会情勢等

人口減少・少子化の深刻化・地域コミュニティの希薄化・デジタル化、グローバル化の進展により将来の予測が困難な時代に
学校・社会の複雑化・困難化した課題の解決、人生100年時代、共生社会や「こどもまんなか」社会の実現に向けた対応が必要

○読書をめぐる現状・課題

急激に変化する時代に必要とされる資質・能力を育む上で、読解力、思考力、表現力等を養う読書活動の推進は不可欠
・図書館数は増加、学校図書館の整備等も進む一方、整備状況には地域格差も。不読率は子供、成人ともに上昇傾向
・「視覚障害者等の読書環境の整備に関する法律」（読書バリアフリー法）（令和元年7月）等を踏まえた読書環境整備が必要

第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(R5～R9)

全ての子どもたちが読書活動の恩恵を受けられるよう、以下の点も考慮し、
社会全体で子どもの読書活動を推進する必要がある

＜基本の方針＞

- 1 不読率の低減
- 2 多様な子どもたちの読書機会の確保
- 3 デジタル社会に対応した読書環境の整備
- 4 子どもの視点に立った読書活動の推進

○連携・協力

多様な子どもの読書活動推進に様々な機関、人々の連携・協力が不可欠
学校図書館・図書館間の連携・協力体制の強化は極めて重要

○図書館、学校等における取組の促進等

ICTの急速な発展等の昨今の社会の変化、読書バリアフリー法を踏まえ、
「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」、「学校図書館ガイドライン」
等について必要な見直しを検討

学校教育の情報化の推進に関する法律(R元)

デジタル田園都市国家構想総合戦略(R4)

学習指導要領改訂(H29～R元) 主体的・対話的で深い学び
中央教育審議会答申「令和の日本型学校教育」の構築を目指して」(R3)

第4期「教育振興基本計画」(R5～)

＜総括的基本方針＞

2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成
日本社会に根差したウェルビーイングの向上

○社会教育を通じた持続的な地域コミュニティの基盤形成

図書館等は、社会教育の拠点として自らが果たす役割の明確化、
地域住民の意向を運営に取り入れることによる機能強化が重要。
この際、社会的包摂の観点からの対応が求められる

○教育デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進

図書館等におけるデジタル基盤の強化やデジタル教育の充実

社会の変化等(デジタル社会、読書バリアフリー等の社会的包摂等)への対応をはじめ、図書館・学校図書館の運営の充実は喫緊の課題

家庭、地域、学校等の連携・協力により、社会全体で読書環境を充実（本会議の視点）

論点(案)

これからの図書館・学校図書館の運営に求められる事項について、以下の論点から検討

I. 社会変化等を踏まえた図書館・学校図書館の運営充実の在り方

1. デジタル社会への対応

- ・社会のデジタル化、GIGAスクール構想等の進展等を踏まえ、図書館・学校図書館の意義を高める効果的なデジタル活用の在り方、必要な資料（種類等）やサービス、施設・設備の在り方、これらに対応するために求められる司書教諭、学校司書、司書等の人材の在り方（役割や専門性等）

2. 多様な人々のための読書環境の整備

- ・読書バリアフリーへの対応に向けて求められる事項（読書バリアフリー法等を踏まえた対応）
 - 一 図書館・学校図書館の利用に係る体制の整備（アクセシブルな書籍や円滑な利用のための支援の充実等（サービス、設備等））、人材
- ・社会的包摂の視点から、障害者、外国人、高齢者等、多様な人々の読書環境の充実に向けて求められる事項

3. これからの子供の学びを支える読書環境の充実

- ・学習指導要領に基づく、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的充実、主体的・対話的で深い学びの実現
- ・不読率の低減や子供主体の読書の取組の推進を図るために、図書館・学校図書館に求められる資料、サービス、施設・設備、人材の在り方

II. 図書館・学校図書館の運営上の諸課題への対応

1. 関係機関等との連携・協働の促進等

- ・地域コミュニティへの寄与のため、図書館・学校図書館に求められる役割、これらに対応した資料、サービス、施設・設備、人材
- ・地域の多様な関係機関等との連携・協働（学習資源・人的資源の共有の促進等）による読書環境の充実に向けて求められる事項（図書館と関係機関等との連携上の課題とされている事項（過度な複本や新刊貸出時期、地元書店からの書籍購入、装備費負担等）に係る現状分析を含む）

2. 今後の図書館・学校図書館に求められる人材の育成等

- ・Ⅰ～Ⅱ－1の検討を踏まえ、必要となる組織体制、館長（校長）、司書教諭、学校司書、司書に求められる資質向上（研修等）の在り方
- ・司書教諭、学校司書、司書の配置充実に向けた課題等（処遇の在り方等）
- ・読書推進人材（絵本専門士、認定絵本土、朗読指導者、読書アドバイザー）の活用

3. その他

- ・上記を踏まえ図書館・学校図書館の評価に求められる内容等、その他留意すべき事項（著作権法改正、学校施設整備指針改訂（R4）対応等）

第3回の論点と検討の視点（案）

I. 社会変化等を踏まえた図書館・学校図書館の運営充実の在り方

2. 多様な人々のための読書環境の整備

公共図書館の現状

施設面は整備される一方、案内やサービス実施体制等には一層の充実が必要

<施設・設備の状況> ※1（ ）内の数値は全体の図書館数(3,394館)に対する割合

- スロープ 2,140館(63.1%)
- 障害者用トイレ 3,026館(89.2%)
- 障害者用駐車場 2,688館(79.2%)
- 対面朗読室 940館(27.7%)
- 児童室 2,221館(65.4%)
- 拡大読書器・拡大鏡のいずれかを所有 1,832館(54.0%)
- 点字による案内 1,183館(34.9%)
- 外国人のための案内 463館(13.6%)

<資料の状況>

- 大活字本 2,028,480冊／2,698館(79.5%)
- 点字図書等 408,143冊／1,738館(51.2%)
- 録音図書 751,437本／784館(23.1%)

<サービスの状況> ※2

- 対面朗読サービス 実施体制あり 475館(34.2%)
- 点字・録音資料の郵送貸出 実施体制あり 496館(35.7%)

<障害者サービスを担当する職員の配置状況> ※2

- | | |
|--|--|
| ○都道府県立図書館 (n=47) | ○市町村立図書館 (n=1,343) |
| 0人:4館(8.5%)、1人:12館(25.5%)、2人:8館(17.0%) | 0人:424館(31.6%)、1人:141館(10.5%)、2人:164館(12.2%) |
| 3人:5館(10.6%)、4人以上:16館(34.0%)、無回答:2館 | 3人:108館(8.0%)、4人以上:355館(26.4%)、無回答:151館 |

<公立図書館主催の研修実施状況> ※3

- | | |
|------------------------------|-------------------------------|
| ○都道府県立図書館 (n=57) | ○市区町村立図書館 (n=2,549) |
| 研修実施図書館 52館(91.2%) | 研修実施図書館 894館(35.1%) |
| うち 障害者サービスに係る研修実施 31館(59.6%) | うち 障害者サービスに係る研修実施 317館(35.5%) |

第3回の論点と検討の視点（案）

I. 社会変化等を踏まえた図書館・学校図書館の運営充実の在り方

2. 多様な人々のための読書環境の整備

図書館の設置及び運営上の望ましい基準（平成24年12月19日文部科学省告示第172号）（抄）

第二 公立図書館

一 市町村立図書館（※都道府県立図書館に準用）

1 管理運営

（六）施設・設備

2 市町村立図書館は、高齢者、障害者、乳幼児とその保護者及び外国人その他特に配慮を必要とする者が図書館施設を円滑に利用できるよう、傾斜路や対面朗読室等の施設の整備、拡大読書器等資料の利用に必要な機器の整備、点字及び外国語による表示の充実等に努めるとともに、児童・青少年の利用を促進するため、専用スペースの確保等に努めるものとする。

3 図書館サービス

（四）利用者に対応したサービス

市町村立図書館は、多様な利用者及び住民の利用を促進するため、関係機関・団体と連携を図りながら、次に掲げる事項その他のサービスの充実に努めるものとする。

ア（児童・青少年に対するサービス） 児童・青少年用図書の整備・提供、児童・青少年の読書活動を促進するための読み聞かせ等の実施、その保護者等を対象とした講座・展示会の実施、学校等の教育施設等との連携

イ（高齢者に対するサービス） 大活字本、録音資料等の整備・提供、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施

ウ（障害者に対するサービス） 点字資料、大活字本、録音資料、手話や字幕入りの映像資料等の整備・提供、手話・筆談等によるコミュニケーションの確保、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施

エ（乳幼児とその保護者に対するサービス） 乳幼児向けの図書及び関連する資料・情報の整備・提供、読み聞かせの支援、講座・展示会の実施、託児サービスの実施

オ（外国人等に対するサービス） 外国語による利用案内の作成・頒布、外国語資料や各国事情に関する資料の整備・提供

カ（図書館への来館が困難な者に対するサービス） 宅配サービスの実施

第3回の論点と検討の視点（案）

I. 社会変化等を踏まえた図書館・学校図書館の運営充実の在り方

2. 多様な人々のための読書環境の整備

学校図書館の現状

様々な形態の図書館資料の整備状況は資料、学校種により差が見られる
(令和元年度末時点)

		学校数	電子書籍	点字図書	拡大図書、 大活字図書	録音図書(音声デ イジー含む)	マルチメディアデ イジー図書	LLブック	外国語の 図書	映像資料
		所蔵している学校数の割合								
小学校		18,849	0.2%	42.5%	15.5%	5.2%	1.3%	6.2%	67.0%	12.0%
中学校		9,120	0.3%	19.6%	16.5%	5.7%	1.0%	4.0%	69.7%	15.3%
高等学校		3,436	1.4%	12.3%	8.7%	10.9%	0.6%	2.2%	66.1%	44.6%
特別支援学校	小学部	860	2.8%	20.7%	22.3%	17.9%	25.8%	10.8%	22.2%	40.9%
	中学部	854	2.5%	15.8%	16.2%	14.2%	21.0%	9.4%	21.1%	37.7%
	高等部	891	2.4%	13.8%	14.1%	13.9%	19.6%	9.4%	21.8%	36.9%
義務教育学校	前期課程	100	0.0%	41.0%	19.0%	8.0%	1.0%	13.0%	74.0%	15.0%
	後期課程	100	0.0%	19.0%	17.0%	10.0%	0.0%	7.0%	77.0%	18.0%
中等教育学校	前期課程	33	3.0%	9.1%	12.1%	15.2%	0.0%	0.0%	75.8%	36.4%
	後期課程	31	6.5%	3.2%	12.9%	12.9%	0.0%	0.0%	80.6%	38.7%
合計		34,274	0.6%	31.2%	15.2%	6.7%	2.7%	5.5%	64.3%	18.3%

学校図書館ガイドライン（平成28年11月29日初等中等教育局長通知）

（5）学校図書館における図書館資料

①図書館資料の種類

○発達障害を含む障害のある児童生徒や日本語能力に応じた支援を必要とする児童生徒の自立や社会参画に向けた主体的な取組を支援する観点から、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた様々な形態の図書館資料を充実するよう努めることが望ましい。

例えば、点字図書、音声図書、拡大文字図書、LLブック、マルチメディアデイジー図書、外国語による図書、読書補助具、拡大読書器、電子図書等の整備も有効である。

第3回の論点と検討の視点（案）

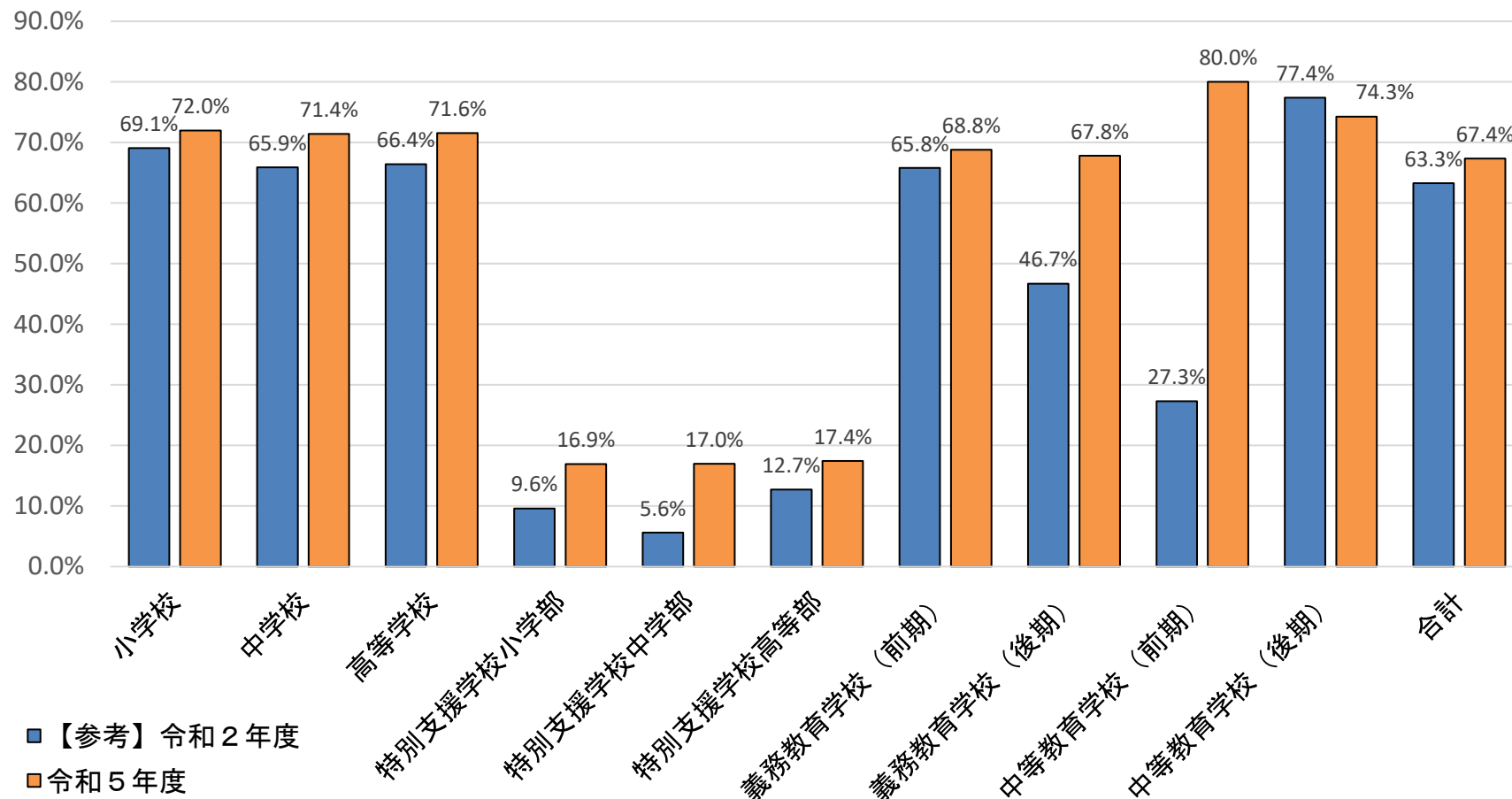
I. 社会変化等を踏まえた図書館・学校図書館の運営充実の在り方

2. 多様な人々のための読書環境の整備

学校図書館の現状

各学校種における学校司書の配置状況

（令和5年5月1日現在）



注: 上記は学校司書を配置している学校の割合。
「【参考】令和2年度」の数値は、令和2年度「学校図書館の現状に関する調査」結果より。

第3回の論点と検討の視点（案）

I. 社会変化等を踏まえた図書館・学校図書館の運営充実の在り方

2. 多様な人々のための読書環境の整備

学校図書館の現状

各学校種における司書教諭の発令状況

（令和2年5月1日現在）※国公立の合計

		学校数 (A)	司書教諭発令 学校数 (B)	発令割合 (B/A)	12学級以上の学校の状況			11学級以下の学校の状況		
					12学級以上の 学校数 (C)	司書教諭発令 学校数 (D)	発令割合 (D/C)	11学級以下の 学校数 (F)	司書教諭発令 学校数 (G)	発令割合 (G/F)
小学校		19,197	13,418	69.9%	11,008	10,920	99.2%	8,189	2,498	30.5%
中学校		9,950	6,269	63.0%	4,807	4,661	97.0%	5,143	1,608	31.3%
高等学校		4,886	3,980	81.5%	3,901	3,636	93.2%	985	344	34.9%
特別支援学校	小学部	917	572	62.4%	492	461	93.7%	425	111	26.1%
	中学部	910	456	50.1%	311	289	92.9%	599	167	27.9%
	高等部	948	596	62.9%	504	473	93.8%	444	123	27.7%
義務教育学校	前期課程	125	79	63.2%	55	53	96.4%	70	26	37.1%
	後期課程	125	51	40.8%	16	15	93.8%	109	36	33.0%
中等教育学校	前期課程	54	37	68.5%	23	22	95.7%	31	15	48.4%
	後期課程	51	35	68.6%	23	21	91.3%	28	14	50.0%
合計		37,163	25,493	68.6%	21,140	20,551	97.2%	16,023	4,942	30.8%

（出典）文部科学省 令和2年度「学校図書館の現状に関する調査」

第3回の論点と検討の視点（案）

I. 社会変化等を踏まえた図書館・学校図書館の運営充実の在り方

2. 多様な人々のための読書環境の整備

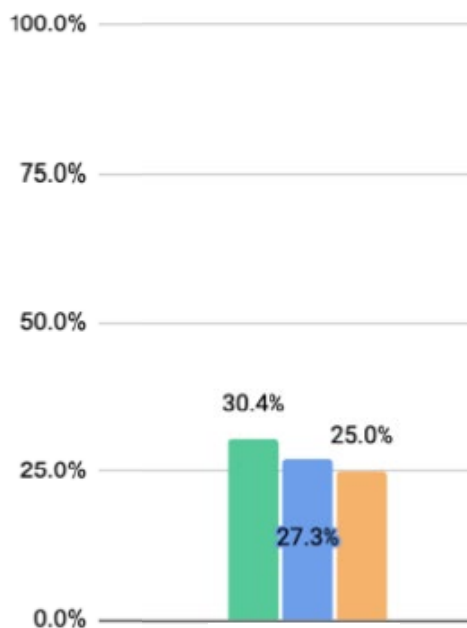
学校図書館の現状

障害のある子供の読書活動に係る研修の実施状況(学校図書館主管課主催)

(令和5年実績)

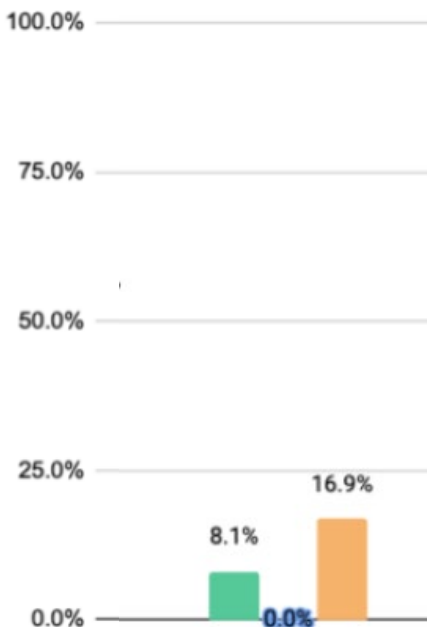
○都道府県

■ 合同研修(N=23) ■ 司書教諭研修(N=11) ■ 学校司書研修(N=20)



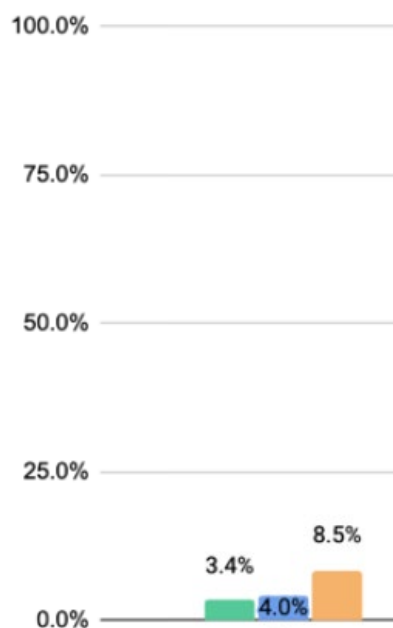
○政令市・中核市

■ 合同研修(N=37) ■ 司書教諭研修(N=23) ■ 学校司書研修(N=59)



○その他市区町村

■ 合同研修(N=145) ■ 司書教諭研修(N=50) ■ 学校司書研修(N=293)



※ 合同研修: 所属を問わず、研修の参加資格として司書教諭、および学校司書を条件として、両者が受講可能な研修を指す。

(出典) 文部科学省委託事業 令和5年度 子供の読書活動の推進等に関する調査研究 (読書活動の推進に携わる人材の育成に関する実態調査)(令和6年3月)

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）概要

令和元年6月28日公布

目的（1条）

視覚障害者等（＝視覚障害、発達障害、肢体不自由等の障害により、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者）の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進
障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与

基本理念（3条）

- ・アクセシブルな電子書籍等（デジ図書・音声読上げ対応の電子書籍・オーディオブック等）が視覚障害者等の利便性の向上に著しく資することに鑑み、その普及が図られるとともに、視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続き、アクセシブルな書籍（点字図書・拡大図書等）が提供されること
- ・アクセシブルな書籍・電子書籍等の量的拡充・質の向上が図られること
- ・視覚障害者等の障害の種類・程度に応じた配慮がなされること

国・地方公共団体の責務（4条・5条）

- ・国は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的に策定・実施
- ・地方公共団体は、国との連携を図りつつ、地域の実情を踏まえ、施策を策定・実施

基本的施策（9条～17条）

- | | |
|------------------------------------|---|
| ①視覚障害者等の図書館利用に係る体制整備等（9条） | ⑥端末機器等・これに関する情報の入手支援（14条） |
| ②インターネットを利用したサービス提供体制の強化（10条） | ⑦情報通信技術の習得支援（15条） |
| ③特定書籍・特定電子書籍等の製作の支援（11条） | ⑧アクセシブルな電子書籍等・端末機器等に係る先端技術等の研究開発の推進等（16条） |
| ④アクセシブルな電子書籍等の販売等の促進等（12条） | ⑨製作人材・図書館サービス人材の育成等（17条） |
| ⑤外国からのアクセシブルな電子書籍等の入手のための環境整備（13条） | |

※地方公共団体は、③のテキストデータ等の提供促進部分・④・⑤・⑧を除き、国と同様に施策を講ずる。

文部科学大臣・厚生労働大臣が定める基本計画で具体化（7条）、地方公共団体は計画策定の努力義務（8条）

政府に対し、施策の実施に必要な財政上の措置等を義務付け（6条）

協議の場等（18条）

文部科学省、厚生労働省、経済産業省、総務省等の関係行政機関の職員、国会図書館、公立図書館、大学等の図書館、学校図書館、点字図書館、上記②のネットワークの運営者、特定書籍・特定電子書籍等の製作者、出版者、視覚障害者等その他の関係者による協議の場を設ける等

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画（第二期）案【概要】 （読書バリアフリー基本計画）

本計画の位置付け

- ・視覚障害者等（＝視覚障害、発達障害、肢体不自由等の障害により、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者）の読書環境の整備の推進に関する施策の推進を図るため、読書バリアフリー法（7条）に基づき、総務大臣・経済産業大臣等との協議を経て、文部科学大臣・厚生労働大臣が策定（**対象期間：令和7～令和11年度の5年間**）。
- ・関係者による「協議の場」（18条）として設置した関係者協議会からの意見聴取を踏まえて策定。
- ・本計画策定後も、引き続き関係者協議会を開催するとともに、定期的な施策の進捗状況等の把握、課題の解決に向けた取組を実施。

基本的な方針

1. アクセシブルな電子書籍等の普及及びアクセシブルな書籍の継続的な提供

- ・アクセシブルな電子書籍等（＝音声読み上げ対応の電子書籍、デイジー図書、オーディオブック、テキストデータ等）について、市場で流通するものと、著作権法第37条に基づき障害者施設、図書館等により製作される電子書籍等を車の両輪として、その普及を図る。
- ・視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続きアクセシブルな書籍（＝点字図書、拡大図書等）を提供するための取組を推進する。

2. アクセシブルな書籍・電子書籍等の量的拡充・質の向上

- ・公立図書館、点字図書館、大学及び高等専門学校の附属図書館、学校図書館、国立国会図書館において各々の果たすべき役割に応じアクセシブルな書籍等を充実させる。
- ・アクセシブルな書籍等を全国の視覚障害者等に届ける仕組みとして図書館間の連携やネットワークの**充実に努める**。
- ・**生成AI等の近年急速に進化している技術による課題解決を図ることの重要性に留意する**。

3. 視覚障害者等の障害の種類・程度に応じた配慮

- ・読書環境の整備を進めるに当たり、視覚障害者等の個々のニーズに応じた適切な形態の書籍等を用意する。

施策の方向性

1. 視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等（9条関係）

- ・公立図書館等や国立国会図書館、点字図書館におけるアクセシブルな書籍等の**充実**
- ・各図書館の特性や利用者のニーズ等に応じた、円滑な利用のための支援の**充実**
- ・視覚障害等のある児童生徒及び学生等が在籍する学校における読書環境の**保障**
- ・**視覚障害等のある教職員への支援**
- ・公立図書館等における障害者サービスの充実**のための専門職員の配置や、読書バリアフリーの普及・啓発の促進**

2. インターネットを利用したサービスの提供体制の強化（10条関係）

- ・アクセシブルな書籍等の統合的な検索システム（**みなサーチ**）に係る十分な周知
- ・国立国会図書館やサビエ図書館のサービスの**積極的な周知や利活用促進のための研修会の開催**
- ・会員加入の促進などサビエ図書館の安定的な運営に資する支援の推進

3. 特定書籍・特定電子書籍等の製作の支援（11条関係）

- ・サビエ図書館の**運営者**における製作手順や仕様基準の**共有及び製作技術の向上のための研修の充実**
- ・特定書籍・特定電子書籍等（＝著作権法第37条により製作されるアクセシブルな書籍・電子書籍等）の製作ノウハウ共有等による製作の効率化
- ・**特定書籍等製作者が望むデータ形式を相互に変換するための仕組みについての検討**
- ・製作者への電磁的記録の提供に関する課題や具体的方法について、**国が主導し実証調査を実施**

4. アクセシブルな電子書籍等の販売等の促進等（12条関係）

- ・技術等の進歩を適切に反映した規格等の普及の促進
- ・**電子書籍販売サイトにおける書籍情報の案内等がアクセシブルなものとなるよう環境整備の促進**
- ・アクセシブルな電子書籍等の販売等に関する著作権者と出版者との契約に資する情報提供
- ・書籍購入者への電磁的記録の提供に関する課題や具体的方法について出版関係者等との検討の場を**設置**
- ・**「電子図書館のアクセシビリティ対応ガイドライン」の図書館への普及に向けた導入支援**

5. 外国からのアクセシブルな電子書籍等の入手のための環境整備（13条関係）

- ・受入れ・提供機関の役割分担等による円滑な入手及び外国への提供の促進、**サービスの認知度の向上**

6. 端末機器等及びこれに関する情報の入手支援、ICTの習得支援（14条・15条関係）

- ・点字図書館等とICTサポートセンターの連携による端末機器等の情報の入手支援
- ・点字図書館と公立図書館の連携によるサビエ図書館等のICTを用いた利用方法に関する相談・習得支援、端末機器の貸出等の支援
- ・地方公共団体による**障害の特性に即した**端末機器等の給付の実施

7. アクセシブルな電子書籍等・端末機器等に係る先端技術等の研究開発の推進等（16条関係）

- ・**視覚障害者等が使いやすいシステム及び機器等**の研究開発やサービス提供者に対する資金面の支援及び開発成果の普及

8. 製作人材・図書館サービス人材の育成等（17条関係）

- ・司書、司書教諭・学校司書、職員等の資質向上に資する**社会の変化に対応した研修等の実施**
- ・点訳者・音訳者、アクセシブルな電子データ製作者等の計画的な人材の**確保と養成**

基本的施策に関する指標

- ・「基本的施策に関する指標」を設け、これらの進捗状況を確認することで、着実な施策の推進を目指す。

第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画の概要(抜粋)

第4章 子どもの読書活動の推進方策②

子どもの読書活動の推進に当たっては、家庭、地域、学校等が中心となり、社会全体で取り組む必要がある

Ⅲ 地域(図書館)

○地域における読書活動の推進を図るため、以下の取組を促進

多様な子どもたちの読書機会の確保

- ・アクセシブルな電子書籍・書籍等(点字資料等)の整備・提供
- ・多言語・やさしい日本語による利用案内
- ・地域の子どもが親しみやすい講座、体験活動等に関連付けた取組
- ・民間団体(子ども食堂等)への貸出、出前おはなし会

デジタル社会に対応した読書環境の整備

- ・電子書籍貸出サービス、デジタルアーカイブの充実
- ・オンラインでのイベント開催(読書会、読み聞かせ)

子どもの視点

- ・イベント等への企画段階からの子どもの参画
- ・子どもの要望を取り入れた資料・環境整備
(YA(ヤングアダルト)コーナーの設置、子どもが立ち寄りやすく
- ・心地よい読書環境づくり)

○図書館の設置・運営及び資料の充実

- ・図書館資料の計画的整備
- ・施設整備に係る官民連携の取組やデジタル化の推進
- ・「望ましい基準」の見直しの検討

○司書等の配置の促進

Ⅳ 学校等

○学校等における読書活動の推進を図るため、以下の取組を促進

多様な子どもたちの読書機会の確保

- ・特別支援学校含めた学校図書館資料の整備
- ・多様な背景を持つ子どもへの読書機会の場の提供
- ・図書館、ボランティア等との連携
(団体貸出、出張読み聞かせ、絵本を通じた異年齢交流会、各教科等における図書館の活用促進等)

デジタル社会に対応した読書環境の整備

- ・1人1台端末の活用(学校図書館システム等のリンク等)
- ・電子書籍貸出サービスの導入(図書館の電子書籍貸出サービス等との連携)
- ・学校図書館図書情報のデータベース化

子どもの視点

- ・子どもの意見聴取の機会の確保
- ・図書委員等の子どもの学校図書館の運営への主体的な参画

○学校図書館資料の計画的整備

- ・第6次学校図書館図書整備等5か年計画に基づく整備推進
- ・「学校図書館ガイドライン」等の見直しの検討

○司書教諭、学校司書の配置の促進

Ⅴ 民間団体

○民間団体における読書活動の推進を図るため、以下の取組を促進

- ・読書週間等のキャンペーン、読書感想文コンクール、フォーラムの開催
- ・専門的知識を有する者の養成(絵本専門士等)
- ・地域における読み聞かせ等の活動の推進(図書館のボランティア登録制度の充実)

○民間団体やボランティアの取組の周知・推奨及び子どもゆめ基金による助成等

第3回の論点と検討の視点（案）

I. 社会変化等を踏まえた図書館・学校図書館の運営充実の在り方

2. 多様な人々のための読書環境の整備

論点と検討の視点（案）

1. 図書館資料、サービス、施設・設備の在り方

- ・読書バリアフリー法・計画等を踏まえ、アクセシブルな書籍の提供及び電子書籍等の普及・充実に必要な方策（対応すべき課題等）
【公共図書館】「望ましい基準」にアクセシブルな書籍及び電子書籍の充実等を明示する必要性
【学校図書館】紙と電子書籍の両方の整備が必要であるとともに（第2回議論より）、特にアクセシブルな電子書籍等の整備が必要
→学校図書館ガイドライン等におけるあり方の検討が必要
- ・読書バリアフリー法・計画等を踏まえ、視覚障害者等の円滑な利用のために充実が求められる支援や留意すべき事項
（読書バリアフリー第二期計画案）対面朗読や郵送貸出等のサービス、対面朗読室等の施設や通信機器等の整備、読書支援機器の整備、館内表示等、広報、アクセシブルな書籍等の紹介コーナーや専門職員の配置明示（公共図書館）、視覚障害等がある教職員への支援等
- ・児童・青少年、乳幼児、高齢者、障害者、外国人、来館困難者等の多様な利用者に対する資料、サービス、施設・設備の在り方について、近年の社会変化等を踏まえた配慮事項

2 司書教諭・学校司書・司書等の人材の在り方

- ・学校図書館法を踏まえた特別支援学校における学校司書の配置促進
- ・読書バリアフリー第二期計画案を踏まえた公立図書館等における専門職員の配置明示
- ・読書バリアフリー法、子ども読書基本計画等を踏まえアクセシブルな書籍や電子書籍等の整備等、多様な子供の個別最適な読書環境を実現するために司書及び司書補、司書教諭及び学校司書並びに職員等に求められるスキル、研修等
（読書バリアフリー第二期計画案）障害に関する理解、障害者サービスに関する内容及び支援方法の習得、読書支援機器の使用方法に習熟するための研修等
- ・公立図書館等におけるアクセシブルな電子データ製作等に携わる人材の計画的な確保。ボランティアや関係団体との連携等による外部人材との協働の必要性

3 資料やサービス提供等に係る関係機関との連携

【学校図書館】

- ・公共図書館や点字図書館、国会図書館等との連携、学校図書館間の連携（資源やサービスに係るノウハウの共有等）

【公共図書館】

- ・都道府県立・市町村立図書館間の連携、点字図書館、国会図書館、大学図書館等、関係機関との連携（資源やサービスに係るノウハウの共有等）
- ・都道府県立図書館に特に期待される役割等（研修やシステムの共有等）

第2回の論点と検討の視点（案）（再掲）

I. 社会変化等を踏まえた図書館・学校図書館の運営充実の在り方

1. デジタル社会への対応

論点と検討の視点（案）

1. 図書館資料・サービスの在り方

【共通事項】

- ・ 図書館・学校図書館で紙と電子の両方を有機的・選択的に活用できる環境を整備する必要性・意義、教育的な観点等から見た効果（特に公共図書館においては児童・青少年、高齢者、障害者、外国人、来館困難者等、多様な利用者に対する電子書籍等の提供の意義等）。
- ・ 電子書籍の計画的整備・活用に向けてどのような方策が必要か（対応すべき課題等）
- ・ その他デジタルを活用したサービスとして期待される取組（例：学校図書館における蔵書データベースの整備等）

2 施設・設備の在り方

【学校図書館】

- ・ 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実が目指される中、多様な学習の展開に資する望ましい学校図書館の施設・空間づくり（例：1人1台端末の活用に対応した環境整備、図書・コンピュータ・視聴覚教育メディア等を配備した学習・メディアセンター）

【公共図書館】

- ・ デジタル活用の推進に向けて整備充実が望ましい設備等（例：読書バリアフリーへの対応等の観点から公共図書館として整備が望ましい設備等）

3 司書教諭・学校司書・司書等の人材の在り方

【学校図書館】

- ・ 児童生徒の情報の収集・選択・活用能力の育成等に向けて司書教諭と学校司書のそれぞれが担うべき役割及び必要な専門性
- ・ 司書教諭と学校司書に求められる研修、教育課程における学校図書館の活用等に係る内容について校長やその他の教職員に共通して求められる研修

【公共図書館】

- ・ デジタル基盤の強化や利用者及び住民の情報活用能力向上支援等に向けて司書が担うべき役割と必要な専門性
- ・ 司書、その他の職員に求められる研修

4 デジタル整備（資料やサービス提供、システム等）に係る関係機関との連携

【学校図書館】

- ・ 公共図書館との連携、学校図書館間の連携の必要性

【公共図書館】

- ・ 都道府県立・市町村立図書館間の連携、大学図書館等、関係機関との連携の必要性
- ・ 都道府県立図書館に特に期待される役割等